

保護者の皆様

板橋区子ども家庭部
子ども政策課長 舟山 百合子
(公 印 省 略)

「令和 8 年度板橋区ヤングケアラー実態調査」へのご協力をお願い

日頃より板橋区の子どもの家庭福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、本来大人が担うような家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っている「ヤングケアラー」の問題が、社会的に注目されており、令和 6 年 6 月の子ども・若者育成支援推進法の改正により、自治体が支援に努めるべき対象として「ヤングケアラー」が明記されました。

これを受け、板橋区では、お子様お一人おひとりの生活実態を把握し、具体的なサポートを確実に届けるため、本年度より「任意の記名式」による実態調査を実施することといたしました。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、お子様が安心して回答できるようご協力をお願い申し上げます。

記

1. 調査の目的

お子様の日常生活や家族のお世話の状況を確認し、支援を必要としているお子様やご家庭に対して、具体的な支援やサービス等につなげることを目的としています。本調査は令和 8 年 5 月 1 日時点で板橋区内に住民登録がある中高生世代全員約 25,000 人を対象に送付をしています。

2. 記名式での実施について

今回の調査は、「任意の記名式」で実施いたします。

記名いただいた場合には、回答内容を踏まえ、板橋区から参考となる情報提供や相談先のご案内等をさせていただきますことがあります。これらは、お子様およびご家庭のご意向を十分に尊重しながら行うものであり、記名したことにより何らかの対応を強制することはありません。

なお、ご回答は任意であり、匿名での回答も可能です。回答内容によってお子様やご家庭に不利益が生じることは一切ありません。

3. 個人情報の取扱いについて

ご回答いただいた情報は、板橋区が責任を持って厳重に管理し、本調査の目的以外に使用することはありません。いただいた内容は、適切な支援を行うため必要に応じて関係機関と共有し、連携して対応させていただく場合があります。

4. 回答方法について

本調査は、スマートフォンやタブレットでのご回答を想定しておりますが、難しい場合は紙の調査票を郵送させていただきますので、下記担当までご連絡ください。

本調査に関するお問い合わせ先

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 6 番 1 号

TEL: 03-3579-2471

FAX: 03-3579-2487

子ども家庭部子ども政策課

ヤングケアラー対策担当 茂呂 (もろ)